

令和8年8月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和8年8月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年8月6日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第20号 令和9年度使用教科用図書の採択について
議案第21号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第22号 市川市国公立特別支援学校在籍児童等学校給食費支援補助金交付規則の制定について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第20号 令和9年度使用教科用図書の採択について
議案第21号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第22号 市川市国公立特別支援学校在籍児童等学校給食費支援補助金交付規則の制定について
- 5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子
- 6 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	植松	紀彦
学校教育部長	小林	義行
学校教育部次長	森角	有和
教育総務課長	益子	隆史

生涯学習振興課長
 図書館課長
 義務教育企画課長
 学校運営支援課
 学校運営支援課副参事
 指導課長
 保健体育課長
 教育センター所長
 指導課指導主事

五味 敬浩
 大塚 基明
 川野辺 修
 藤井 純一
 金田 剛
 吉野 貴子
 坂井 創一
 寺田 啓子
 3名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
 // 副主幹
 // 主 査
 // 主 任
 // 主 事

高橋 康治
 福井 輝
 宮永 達也
 相良 糸乃
 砂田 英子

○教育長

それでは、ただ今から、令和8年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件でございます。日程に従い議事を進めます。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第20号「令和9年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にあることから、令和9年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書及び特別支援学校用教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。本市の教科書採択につきましては、市川市、浦安市の2市で構成する葛南西部採択地区協議会における協議の結果に基づき、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに両市による葛南西部採択地区協議会が2回開催されました。第2回の採択地区協議会におきましては、市川市、浦安市の子どもたちにとって適切な教科書を選定するため、研究調査委員の報告をもとに、市川市、浦安市の協議会委員による議論を経て選定いたしましたことをご報告させていただきます。次に、教科書採択に関する情報の公開についてご説明いたします。教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされています。一方、採択権者においては、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められています。そのため、まず、静ひつな環境を確保すべく、教科書採択について協議を行う葛南西部採択地区協議会に関する情報は、採択事務が終わる8月31日まで非公開としています。なお、教科書採択に関する説明責任を果たすため、葛

南西部採択地区協議会に関する情報は、本年9月1日以降、中央図書館、行徳図書館にて閲覧できるようにし、議事録は、市川市教育委員会ウェブページにて掲載します。次に、教育委員会会議は、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、市川市教育委員会傍聴人規則の規定を厳格に適用することにより、傍聴を認めます。まず初めに、令和9年度使用小学校用教科用図書について説明いたします。議案2ページ表1をご覧ください。令和9年度における小学校用教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、学校教育法附則第9条の一般図書を使用する場合を除き、基本的に令和7年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。この採択された教科用図書は令和5年度の葛南西部採択地区協議会において、研究調査委員の調査を踏まえて、慎重に、そして適正に選定されたことを報告いたします。これらのことから、令和9年度使用小学校用教科用図書につきましては、表1のとおり葛南西部採択地区協議会において選定されましたことをご報告いたします。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、この件に関して質疑はございますでしょうか。それでは続いて、中学校用教科用図書の説明をお願いします。

○指導課長

続きまして、議案3ページ表2をご覧ください。令和9年度における中学校用教科用図書の採択につきましても小学校と同様、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、学校教育法附則第9条の一般図書を使用する場合を除き、基本的に令和7年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。この採択された教科用図書は、令和6年度の葛南西部採択地区協議会において、研究調査委員の調査を踏まえて、慎重に、そして適正に選定されたことを報告いたします。これらのことから、令和9年度使用中学校用教科用図書につきましては、表2のとおり葛南西部採択地区協議会において選定されましたことをご報告いたします。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、この件に関して質疑はございますでしょうか。それでは続けて、特別支援学校用教科用図書の説明をお願いします。

○指導課長

お手元の議案4ページ表3をご覧ください。特別支援学校用教科用図書の採択については、小学校、中学校と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、学校教育法附則第9条の一般図書を除き、

令和7年度と同一の教科書を採用しなければならないこととなっております。学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採用については、表3のとおり、追加図書が5冊と削除図書が2冊ございます。児童生徒の教科の主たる教材として、教育目標を達成するうえで適切な図書を採用することとしております。葛南西部採択地区協議会において、令和9年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、新規で選定対象となりました5冊を中心に協議され、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版教科書及び拡大教科書の全てが選定されました。研究調査委員の報告と葛南西部採択地区協議会で協議した結果を踏まえ、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の新規本5冊について、その特色と選定理由についてご説明させていただきます。1冊目は、算数・数学科の、太郎次郎社が発行している「スーパータイルのさんすう1 らくらく算数ブック1」が選定されました。「おおい・すくない」、「5までのかず」から「2けたのかずのたしざん・ひきざん」までの学習をスモールステップで学ぶことができるドリル形式の内容となっています。イラストが豊富に描かれていることで、興味を持ちやすく、数量をイメージしながら数の大きさを比較したり、たし算やひき算の計算の仕方を考えたりすることができるようになっております。2冊目は、生活・社会科の、あかね書房が発行している「記号とマーク・クイズ図鑑」が選定されました。クイズで遊びながらいろいろな記号やマークを学ぶことができます。生活の中で見かける記号やマークをオールカラーで紹介されており、それらの意味や役割について、クイズ形式で学ぶことができます。子どもたちの興味・関心を広げ、考える力を育む一冊となっております。3冊目は、職業・家庭科の、エストディが発行している「ひとりだちするための進路学習-あしたへのステップ-」が選定されました。全ページがフルカラーで親しみやすいイラストが豊富に入っております。自分の目標や思いなどを書き込むことで、整理しながら進路について考えていくことができます。自己理解や職業理解を深め、将来の自立と社会参加のために必要な力を知り、自分なりの進路を主体的に決めていくことができる内容となっております。4冊目は、算数・数学科の、日点が発行している「いろんなかたちをさわってみよう-幾何学立体教材-」が選定されました。視覚障がい者用の点字図書となり、直方体など基本となる立体が立ち現れるようになっており、何度も立体に触れ、その形や特徴が学習できるようになっています。また、13種類の立体が取り扱われており、形の特徴に着目したり、平面図形と比較したりされているので学習を発展できるようになっています。5冊目は、図工・美術の、日点が発行している「ふれる世界の名画集」が選定されました。こちらも視覚障がい者用の点字図書となり、触覚によって絵画の世界を感じ取れるように、

絵画が半立体化されております。12点の西洋美術における代表的な絵画作品が紹介されており、それぞれ解説と絵画のページでまとめられています。また、色彩や人物の表情、作品の形などのイメージを助けるための音声解説が付いています。以上、一般図書新規本5冊について説明させていただきました。特別支援教育では、使用する児童生徒の実態が多様であることから、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とする必要があります。そのため、葛南西部採択地区協議会では、令和9年度に特別支援学校用教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、点字版教科書及び拡大教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書新規本5冊を含む全てを一括して選定されましたことをご報告いたします。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。今回、パソコンの方でも見られるようになっていて参考になりました。ありがとうございます。1点、4冊目でご紹介いただいた「いろんなかたちをさわってみよう-幾何学立体教材-」ですが、真ん中に立体が出るようにできているのですが、この立体は取り出せるものなのですか。触って体験する視覚にハンディがあるお子さんですので、触れた方がいいのかなと思ったのですが、直接見ることはできなかったので教えていただければと思います。

○指導課長

指導課でございます。担当よりご説明をさせていただきます。

○指導課指導主事（特別支援）

特別支援担当です。ただいまのご質問にお答えします。こちらの「いろんなかたちをさわってみよう-幾何学立体教材-」でございますが、立体を図や写真だけで理解するのではなく、実際に両手で触りながら学習することができる教材となっております。立方体や三角錐など全13種類の図形が見開きで1ページごとに立体的に立ち上がるように加工してあります。以上でございます。

○広瀬由紀委員

底は触れないということですか。

○教育長

飛び出す絵本と同じ仕組みですから、底の部分は本についているので触れないものです。

○広瀬由紀委員

分かりました。視覚にハンディがあるので全体像を探るなら底も触れたらい

いなと思いましたが、教材などで先生方が補われているかなと思うのですけれど、単価を見ると結構いい価格でしたので、その辺りどうかなと思った次第です。

○山元幸恵委員

他にございますでしょうか。

○駒久美子委員

ご説明ありがとうございます。追加図書に限らずなのですけれども、今選定されている図書の中で特に音楽に関わるような教科書、教材は選定されない、若しくは選定されていないだけなののでしょうか。

○指導課長

指導課でございます。担当よりご説明をさせていただきます。

○指導課指導主事（特別支援）

ただいまのご質問にお答えします。今回の新規本5冊の中には教科として音楽の教科書は入っておりません。また、一般図書の方にも教科としてはございません。以上でございます。

○山元幸恵委員

教科としての音楽の教科書はないということよろしいでしょうか。一般図書はないということ駒委員よろしいでしょうか。

○駒久美子委員

そうすると、星本だけ使うということになりますでしょうか。

○指導課指導主事（特別支援）

ただいまのご質問にお答えします。音楽の授業では、文部科学省検定済教科書、星本といわれる文部科学省著作教科書となります。以上でございます。

○駒久美子委員

分かりました。児童一人ひとりが使う教科書が異なるというようなことで特別支援学校用の教科書を選定されているという認識でございました。音楽においてもそういったことがされているというようなことだったのかなと思っていたのですけれども、そうすると、音楽の授業に関しては、教室で一括で検定教科書ないし星本を使用するということになりますか。分かりました。ありがとうございます。

○山元幸恵委員

他にご質問いかがでしょうか。

○教育長

特別支援学校なので個々の児童生徒の発達状況に応じた教科書を選定するという形になると思うのですけれども、一括にはならないのではないのでしょうか。児童生徒ごとに文部科学省検定済教科書の子もいれば文部科学省著作

教科書の子もいると、同じ学年、同じ校舎の中でもそういうことが生まれるというのが正しい考え方だと思うのですがよろしいですか。

○山元幸恵委員

この点について担当の方、再度お願いします。

○指導課指導主事（特別支援）

ただいまのご質問にお答えします。児童生徒の発達段階や学習状況、障がいの状態等の実態に合わせて一人ひとり違った教科書を選定することになっております。以上でございます。

○駒久美子委員

そうすると、クラスの中で星本を使う子どもと文部科学省検定済教科書を使う子どもがいて、音楽の授業はどのように展開されるのでしょうか。

○指導課指導主事（特別支援）

ただいまのご質問にお答えします。音楽の授業に限らず、授業内容に応じて学習形態を工夫しております。全体に渡って使用する場面においては、共有の教材を活用することもあります。個々に給与した教科書を使って個別指導やグループ学習の場面でそれぞれの実態に応じて活用することもございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

そういうことですけれども駒委員よろしいでしょうか。私が見た音楽の授業などを見ても、1対1のときにはその子に合ったものを使い、ただ、音楽ということで皆で一緒に何かをする場面もあるときは、何かしら共通の課題を教職員が用意して授業を行うというような工夫を凝らしてやっているという状況と理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。そういうことでご理解いただければと思います。他にございますでしょうか。

○教育長

特別支援学校では、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書又は一般図書をその児童生徒の特徴や発達状況等に応じて個別に選定しているという理解でよろしいか確認させてください。お願いいたします。

○指導課長

指導課長です。担当よりご説明をさせていただきます。

○指導課指導主事（特別支援）

おっしゃるとおりでございます。また、これらの教科書の他に下学年の文部科学省検定済教科書を選定する場合もございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。他にございますか。以上で質問が終わりましたので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方

の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第21号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。ご説明いたします。議案の11ページをご覧ください。本市の学校施設開放事業では、体育館を利用する団体が空調設備を使用する場合に、本規則に定める空調料を本市に納付させることとしております。本案は、体育館に新たに空調設備が設置される6校の中学校について、空調料の額を定める必要があることから、本規則の一部改正を提案させていただくものです。規則改正の内容でございしますが、12ページをご覧ください。別表第2に今回空調設備が設置される6校の学校名及び空調料の額を追加し、施行期日は、空調設備の設置完了時期に合わせ、令和8年9月1日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○教育長

確認ですが、この規則改正によって全ての中学校の体育館の空調が対応できるのか、そうでないのか教えてください。よろしくお願いします。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。今回6校追加されますけれども、これで全校ではありません。空調が未設置の中学校が7校あります。本年度中に設置される予定でございしますので、設置されましたら、また規則改正をさせていただき、全校で使えるようになるということでございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

私からも1点よろしいでしょうか。学校に関しては理解したのですが、市内の公民館にも体育館があると思うのですが、そちらは既にエアコンの設置が全部終わっているのかという点についてぜひ教えていただきたいのですが、お願いします。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長でございます。公民館につきましては、多目的ホールを除きました体育館に空調は付いておりません。今後も暑い時期がありますので、

設置の検討を進めているところでございます。

○山元幸恵委員

学校もですけれども、公民館も住民の避難場所になったり、色々な場面で活躍する場面がこれから期待されると思うので、学校だけでなくそちらについても検討していただく必要があるのではないかと感じます。ぜひ前向きに検討よろしくをお願いします。質疑の方はよろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第22号「市川市国公立特別支援学校在籍児童等学校給食費支援補助金交付規則の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○保健体育課長

保健体育課長です。恐れ入りますが、議案の15ページをお願いいたします。本市では、障がいがあり特別支援学校への入学が必要な児童生徒のうち、知的障がい以外の障がいがある場合や京葉道路より南側にお住まいの場合は、市川市立須和田の丘支援学校ではなく国立や千葉県立など、ほかの特別支援学校に通うこととなっております。これらの市川市立以外の特別支援学校に通うことになったために給食費の負担が生じている児童生徒の保護者等に対しまして、給食費負担相当額を補助金として支給し、市川市立須和田の丘支援学校に通う児童生徒の保護者等との負担の均衡を図ることにより、児童生徒の健やかな成長を支援することを目的に補助金交付規則を制定するものでございます。次に規則の概要についてご説明いたします。16ページをお願いいたします。本規則第1条におきまして、国公立の特別支援学校に在籍する児童生徒の健やかな成長を支援することを目的とし、その保護者等に対して補助金を交付する制度であることを定めております。続いて、第2条、第3条におきまして補助金の対象となる児童生徒及びその保護者等につきまして、市川市内に居住し、住民登録があること、国公立特別支援学校に在籍し、学校給食の提供を受けていること、保護者等が児童・生徒の学校給食費を負担していること、市川市に対して支払うべき学校給食費を滞納していないことといった要件などを定めております。17ページをお願いいたします。第4条におきまして補助金の額は、給食費に相当する給付を別に受けている場合はその給付額を除いた当該年度中に保護者等が負担すべき学校給食費の額としております。第5条

以降は申請などの手続きについて定めておまして、第9条から第11条までにおいて保護者等から学校長への委任が可能な事項を定めることにより、給食費の未納防止や手続きの簡略化を図った制度としております。適用につきましては、附則によりまして令和8年4月1日に遡及することとしております。なお、補助金に係る予算につきましては、今年度6月補正予算において措置をしているところでございます。説明は以上となります。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○教育長

補助金の対象者について、第3条で本市に対して支払うべき学校給食費を滞納していないこと、とありますが、現行の市立学校の給食費無償化についても同様の条件として付されているという認識なのですが、それで正しいかどうか教えてください。よろしくお願いします。

○保健体育課長

保健体育課長です。現行の給食費無償化後につきましては、元々無償化となっておりますので、係る費用を徴収しておりませんので、そのような規定はございません。以上でございます。

○教育長

となると、アレルギーを持つ児童生徒や不登校となってしまった児童生徒に対する補助金において、支払うべき学校給食費を滞納していないということが条件として課されているということですか。

○保健体育課長

保健体育課長です。主にこの規定は、過去、市川市では給食が令和4年度まで有償でございましたので、その当時滞納されていた方に関して当てはまる規定ということが主な趣旨となっております。以上でございます。

○山元幸恵委員

ということは、過去において滞納があった人は、まずそれを納めるのが先、という意味という理解でよろしいでしょうか。

○保健体育課長

保健体育課長です。左様でございます。

○山元幸恵委員

他にはよろしいでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら、承ります。特段ないようでしたら、8月定例教育委員会までの教育長の動きのご報告をさせていただきます。まず、先日8月4日に行われました第2回目の総合教育会議に委員の皆様にご出席いただきました。ありがとうございます。教育振興大綱の議論をしていただいたところでございます。次に、教育振興審議会を7月中に開催されてまして、13日、21日、30日と3回開催させていただきました。昨年度の教育施策の点検・評価について議論いただいたところでございます。こちら、次回以降の教育委員会会議でお伝えさせていただくことになると思います。続きまして、特別支援学校の増設に向けまして、7月31日、市川市と学校法人和洋学園との「土地建物の売買に関する合意書」の締結式が行われたところでございます。市長と学校法人和洋学園の方々にご出席いただいたところでございます。次に、出席させていただいた会議等でございます。7月7日、市川市の災害対策本部の運営訓練に参加させていただきました。7月9日、千葉韓国教育院といたしまして韓国の在外教育施設なのですが、そちらの方との懇談会を行いました。7月14日、日本スポーツ協会で開催されました地域資源を活用した部活動の地域展開セミナーのオンライン会議に参加させていただきました。7月17日、千葉県獣医師会の市川浦安支部の懇談会に同席させていただきましたところでございます。8月3日、千葉商科大学と市川市の連携等に関する包括協定推進協議会に出席させていただいたところでございます。次に、小中学生の活躍について拝見させていただきました。7月11日、市川・浦安支部総合体育大会ですが、今回は、野球、陸上競技、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボールについて視察させていただいたところでございます。7月18日、ドイツのローゼンハイム市に派遣させていただきます市川市中学生海外派遣事業の教育長激励会を開催したところでございます。7月20日、市川市少年野球夏季大会・低学年大会の閉会式・表彰式に出席させていただきました。7月31日、広島市に派遣させていただきます平和学習青少年派遣団の出発式を市長が主催したところでございますけれども、同席させていただいたところでございます。次に、学校視察として7月中に3つの学校を視察させていただきました。7月7日、塩焼小でアメフトのチームでございまして市川ブルーサンダーズ様に開催していただきましたフラッグフットボール教室を視察させていただきました。塩焼小は人工芝が敷かれましたので、それを活用した教室が開催

されたところでございます。7月16日、曾谷小が本年度からサキドリ研究校として指定を受けましたので、他の小学校に先行しましてALTを配置しているところでございます。小学校1、2年生に対する授業をALTが参加するというのを拝見させていただきました。7月24日、鬼高小で市川ライオンズクラブ様が実施しております、若年層の教職員に対する研修であるライオンズクエスト・ワークショップを拝見させていただいたところでございます。最後に、社会教育、青少年健全育成関係でございます。7月17日、JICA海外協力隊派遣に伴う市長表敬訪問に同席させていただきました。現在、県立柏特別支援学校に在籍されています水野教諭がフィリピンの特別支援センターに行かれるのですが、元々須和田の丘支援学校の教諭だったといった形で、今は県立学校の方に異動されている方でございます。ご活躍を期待したいというところでございます。7月25日、社会を明るくする運動いちかわ市民のつどいが市川地区保護司会様の主催で行われているところでございますけれども出席させていただいたところでございます。これをもちまして令和8年8月定例教育委員会を閉会いたします。